

令和 4 年度食品安全委員会運営計画の実施状況の中間報告について

令和 4 年度食品安全委員会運営計画	9/30 までに実施した事項	今後の予定
<p>第 1 令和 4 年度における委員会の運営の重点事項</p> <p>(1) 事業運営方針</p> <p>食品安全委員会（以下「委員会」という。）は、引き続き、食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）に定める基本理念及び施策の策定に係る基本的な方針並びに「食品安全基本法第 21 条第 1 項に規定する基本的事項」（平成 24 年 6 月 29 日閣議決定）に基づき、国民の健康の保護を最優先に、委員会の所掌事務を円滑かつ着実に実施するとともに、委員会の業務改善を進めていく。</p>	<p>○ 食品安全委員会（以下「委員会」という。）を 20 回、専門調査会及びワーキンググループ（以下「専門調査会等」という。）を 54 回開催し、46 案件の評価依頼を受け、52 案件の評価を終了した。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症対策として、傍聴者を入れる代わりに YouTube 配信を利用しながら、委員会、専門調査会等の運営を行った。</p> <p>➡ [本文中「第 2 委員会の運営全般」（p5～8）、資料 1-2（p1～4）参照]</p>	<p>○ 引き続き、新型コロナウイルス感染症対策を徹底しながら、「事業運営方針」に則り委員会、専門調査会等の運営を行うとともに、計画的な調査審議を行う。</p>
<p>(2) 重点事項</p> <p>① 食品健康影響評価の着実な実施</p> <p>食品の安全に関する国際的動向等を踏まえつつ、評価指針の改正の検討を行うとともに、客観的かつ中立公正なリスク評価を推進する。</p> <p>本年度においては、特に以下の事項に係る取組を</p>	<p>➡ [本文中「第 3 食品健康影響評価の実施」（p8～11）参照]</p>	

重点的に行うこととする。

a. 食品健康影響評価の調査審議の透明性及び一貫性確保に資する評価ガイドラインの見直し

- ・ 遺伝子組換え食品等について、これまでの食品健康影響評価で得られた科学的知見及び国際的な動向等を踏まえ、「遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準」（平成16年1月29日 食品安全委員会決定）及び「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準」（平成16年3月25日 食品安全委員会決定）の改正を検討する。
- ・ その他の評価ガイドライン（評価指針、評価の考え方等）の見直しの要否を検討する。

- 蓄積されてきた食品健康影響評価結果や国際的動向、新技術の動向等を踏まえた改正に向け、遺伝子組換え食品等専門調査会に係る打合せ会（令和4年9月26日）を開催し、専門委員等に御意見を聞きつつ、「遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準」等の見直しの枠組み案について検討した。

⇒[資料1-2（p7）参照]

- 「食品健康影響評価におけるベンチマークドーズ法の活用に関する指針」（令和元年10月29日委員会決定）を一部改正（令和4年6月14日委員会決定）し、公表した。

また、ベイズ統計学に基づく手法の導入についての国際的な動向を踏まえて、「食品健康影響評価におけるベンチマークドーズ法の活用に関する指針[動物試験で得られた用量反応データへの適用]」の改正に向けて検討を進めた。さらに、疫学研究で得られた用量反応データにベンチマークドーズ法を適用する場合の手順や考え方の整理に向けて検討を進めた。

⇒[資料1-2（p5）参照]

- 「食品により媒介される微生物に関する食品健康影響評価指針（暫定版）」（平成19年9月13日委員会決定）の全部改正を行い、委員会決定後、「食品により媒介される微生物等に関する食品健康影響評価指針」（令和4年6月21日委員会決定）として6月21日に公表した。

また、併せて、評価を実施する際の具体的な手順等を記載した「食品に

- 種子植物の評価基準の見直しについて、見直しの検討項目の整理、具体的な見直し内容のポイント（対処方針案）の整理を行い、見直し最終案を令和4年度末までに作成することを目指し、引き続き作業を行う。

- 改正された指針に基づき、調査・審議を行う。

- 前者は令和4年度末までに、後者は令和5年度末までに、評価指針の改正又は策定を目指し、引き続き検討を行う。

- 改正された指針に基づき、調査・審議を行う。

- 今後、関係者との調整を進め、

<p>b. 農薬再評価に係る食品健康影響評価の実施 農薬取締法（昭和23年法律第82号）第8条の規定による再評価を受ける農薬に関し、評価要請がなされた場合、評価指針等に基づき評価を進める。</p> <p>c. 養殖魚等への抗菌性物質の使用により選択される薬剤耐性菌の食品健康影響評価の実施 食品安全委員会の調査事業や農林水産省のサーベイランスにより蓄積された関連データ等を用いて、養殖魚等に使用される抗菌性物質について、薬剤耐性菌の食品健康影響評価を推進するため、評価の手法の検討や評価に必要な情報の特定を進める。</p>	<p>より媒介される微生物等に関する食品健康影響評価の手引き」についても専門調査会で検討・審議を行い、策定に向けて作業を進めた。</p> <p style="text-align: center;">➡[資料1-2（p6）参照]</p> <p>○ 農薬取締法改正により導入される農薬の再評価に対応するため、評価要請の際に必要な提出資料について確認を行う等、評価指針等に基づきリスク管理機関と連携して準備作業を進めた。</p> <p>○ 養殖魚等に使用される抗菌性物質に係る薬剤耐性菌の食品健康影響評価について、評価に着手するための評価手法の確立に向け、試行的に評価を実施し明らかになった課題を踏まえ、評価手法の検討を行った。</p>	<p>策定を行う。</p> <p>○ 評価要請がなされた場合、評価指針等に基づき評価を進める（第1弾として、10月4日第874回委員会において、3品目評価要請）。</p> <p>○ 養殖魚等への抗菌性物質の使用により選択される薬剤耐性菌の評価が着実に前進するよう、評価トライアルを進めるとともに、今年度中に、評価手法の検討や評価に必要な情報の特定を終える。</p>
<p>② リスクコミュニケーションの戦略的な実施 消費者、行政、メディア、事業者、専門家等の関係者間の相互理解を深め、信頼関係を構築しつつ、食品安全に関する科学的知見に対する理解を促進するため、リスク評価機関としての食品安全委員会の認知度の向上を図りながら、様々な媒体を活用したリスクコミュニケーションを実施する。</p>	<p style="text-align: center;">➡[本文中「第6 リスクコミュニケーション・情報発信の促進」（p15～23）、資料1-2（p8～14）参照]</p> <p>○ 報道関係者との意見交換会を、十分な感染症対策を取りつつ対面で開催（7月21日）したほか、大学や消費者団体等が主催する講演会等への講師派遣等を、オンライン会議システムを利用して実施した。また、新型コロナウイルス感染症の流行以降、オンラインのみで実施していた防衛医科</p>	<p>○ 新型コロナウイルス感染症の流行状況を見極め、対面又はオンライン会議システムを利用したリスクコミュニケーションを</p>

	<p>大学校の学生の食品安全委員会への訪問学習（6月28日）を対面にて実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 一般消費者や学校教育関係者、食品関係事業者等を対象として、SNS（Facebook・Twitter）やYouTubeによる情報発信を行った。 ○ ホームページの各コンテンツを随時更新したほか、「令和3年度食品健康影響評価事業等功労者大臣表彰」の紹介ページ等を公開した。また、食品ハザード情報ハブページをリニューアルした。 	<p>実施する。</p> <p>引き続き、SNSによる情報発信及びホームページのコンテンツを充実させる。</p>
<p>③ 研究・調査事業の活用</p> <p>「食品の安全性の確保のための研究・調査の推進の方向性について」（平成22年12月16日食品安全委員会決定（令和元年8月27日最終改正。以下「ロードマップ」という。）等を踏まえ、研究・調査を計画的に実施し、その成果を食品健康影響評価に活用するとともに、評価方法の企画・立案等にも迅速かつ効果的に活用する。また、透明性を確保するため、事業実施の各段階において外部有識者による評価を行う。</p>	<p>➡[本文中「第5 食品の安全性の確保に関する研究・調査事業の推進」（p12~14）、資料1-2（p15~17）参照]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 令和4年度研究事業について、7月27日から8月24日の期間で2次公募を実施。 ○ 令和5年度に委員会が優先的に実施すべき研究・調査課題について、研究・調査企画会議事前・中間評価部会（以下、「事前・中間評価部会」という。）がとりまとめた「食品健康影響評価技術研究及び食品安全確保総合調査の優先実施課題（令和5年度）」（以下「優先実施課題」という。）を第871回委員会（8月30日）において決定した。 <p>研究課題については、公募を行う（9月7日~10月12日）等、計画的な研究・調査の実施を進めた。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 2次公募で採択した課題も含め、令和4年研究課題を着実に実施する。 ○ 事前・中間評価部会において、評価を実施し、令和5年度に実施する研究・調査を選定する等、引き続き、研究・調査を計画的に実施する。

<p>④ 海外への情報発信、国際会議等への参画及び関係機関との連携強化</p> <p>委員会の活動が海外でも認められ、かつ、委員会の機能強化に資するよう、食品健康影響評価の概要、食品安全確保総合調査及び食品健康影響評価技術研究の成果等の英訳を行い、順次英語版ホームページに掲載する。</p> <p>また、ウェブ会議システムやメール等を利用し、引き続き、海外の食品安全機関等と食品健康影響評価に関する情報交換を実施して連携強化を図る。</p>	<p>→[本文中「第9 国際協調の推進」(p25~27)、資料1-2 (p18) 参照]</p> <p>○ 評価書等の英訳及びホームページへの掲載、委員会英文ジャーナル「Food Safety - The Official Journal of Food Safety Commission」(以下、「ジャーナル」という。)の発行等により海外への情報発信に積極的に取り組んだ。</p> <p>○ 委員、専門委員及び事務局職員がウェブにより開催された国際会議等に参加(計8回)し、意見交換・情報交換を行った。</p>	<p>○ 引き続き、海外への情報発信を積極的に実施するとともに、海外の関係機関との意見交換・情報交換をしつつ、将来的な対面での意見交換・情報交換を模索する。</p>
<p>第2 委員会の運営全般</p> <p>(1) 委員会会合の開催</p> <p>原則として、毎週1回、委員会の委員長が委員会に諮って定める日に、公開で委員会会合を開催する。なお、緊急・特段の案件については、臨時会合を開催し、対応する。</p>	<p>○ 火曜日14時を定例とし、令和4年度食品安全委員会運営計画(以下「運営計画」という。)に基づき、原則として毎週1回、20回開催した。</p> <p>→[再掲：資料1-2 (p1) 参照]</p>	<p>○ 引き続き、運営計画に基づき委員会を開催する。</p>
<p>(2) 企画等専門調査会の開催</p> <p>本年度の企画等専門調査会については、別紙1のスケジュールで開催する。</p>	<p>○ 第36回会合(6月16日)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「令和3年度食品安全委員会運営状況報告書(案)」について、事務局から説明があり、審議の結果、原案のとおり委員会で報告することとなった。その後、第864回委員会(6月28日)において報告された。 ・「令和4年度の『自ら評価』案件の選定について(案)」について、事務局から説明があり、審議の結果、「自ら評価」の案件選定の進め方について了承され、7月から1か月間の公募を行った。 ・「令和4年度食品安全委員会緊急時対応訓練計画」に基づく令和4年度 	<p>○ 令和4年2月頃に第38回会合を開催し、次の事項について審議する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和5年度食品安全委員会運営計画(案)について ・ 令和4年度食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価案件候補の選定について

の緊急時対応訓練の具体的な内容について、事務局から説明を行った。

- ・ 令和4年度食品安全委員会緊急時対応訓練結果及び令和5年度食品安全委員会緊急時対応訓練計画等について

(3) 食品健康影響評価に関する専門調査会の開催

食品健康影響評価を的確に実施するため、専門調査会を開催する。

既存の専門調査会等での審議が困難な課題や複数の専門調査会等に審議内容がまたがる課題について、効率的な調査審議を実施するため、以下の取組を行う。

○ 食品健康影響評価に関する専門調査会等を以下のとおり54回開催した。

→[再掲：資料1-2 (p2~4) 参照]

(単位：回)

専門調査会等名	開催実績
企画等専門調査会	1
添加物専門調査会	3
農薬第一専門調査会	2
農薬第二専門調査会	4
農薬第三専門調査会	4
農薬第四専門調査会	5
農薬第五専門調査会	5
動物用医薬品専門調査会	4
器具・容器包装専門調査会	0
汚染物質等専門調査会	4
微生物・ウイルス専門調査会	2
プリオン専門調査会	0
かび毒・自然毒等専門調査会	1

○ 引き続き、専門調査会等を開催する

遺伝子組換え食品等専門調査会	4
新開発食品専門調査会	0
肥料・飼料等専門調査会	8
栄養成分関係添加物 WG	1
香料 WG	0
薬剤耐性菌に関する WG	2
評価技術企画 WG	2
ぶどう酒の製造に用いる添加物 WG	2

- ① 原則として委員会の下に専門調査会と同等の位置づけとするワーキンググループを設置
- ② 専門調査会等に他の専門調査会等の専門委員を招いて調査審議
- ③ 関係する専門調査会等を合同で開催

- 新たに設置した WG 等はなかった。
- 4月25日の農薬第五専門調査会に添加物専門調査会の専門委員1名を招いて調査審議を行った。
- 6月27日の動物医薬品専門調査会に遺伝子組換え食品等専門調査会の専門委員1名を招いて調査審議を行った。

(4) 委員会と専門調査会等の連携の確保

専門調査会等における円滑な調査審議を図るため、原則として全ての専門調査会等に委員会委員が出席し、必要に応じて、情報提供を行うとともに、助言を行う。

- 専門調査会等における円滑な調査審議を図るため、全ての専門調査会等に委員会委員（以下「委員」という。）が出席し、情報提供を行うとともに、必要に応じて助言を行った。

- 引き続き、専門調査会等における円滑な調査審議を図るため、委員が専門調査会等へ出席し、必要に応じて助言を行う。

(5) リスク管理機関との連携の確保

食品の安全性の確保に関する施策の整合的な実施等の観点から、関係府省連絡会議等を通じ、リスク管理機関との連携を確保する。

- 食品安全基本法に基づき、リスク管理機関である関係府省間の密接な連携の下、食品の安全性の確保に関する施策を総合的に推進するため、関係府省連絡会議幹事会が原則として毎週1回開催された。

- 引き続き、関係府省連絡会議に対応する。

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 食品の安全性の確保に関する関係者相互間の情報及び意見の交換に関する事務の調整を行うため、関係府省のリスクコミュニケーション担当者会議が原則として隔週で開催された。 ○ 食品の安全性の確保に関する情報の収集・分析・活用に関する方策及び緊急時における関係府省の円滑な対応について検討するため、食品リスク情報関係府省担当者間で延べ9回情報共有を行った。 ○ 関係府省と連携し、SNS (Facebook、Twitter)、メルマガ等で相互に情報を広めた。 ○ 7月に、産業医科大学において「食品に関するリスクコミュニケーション『食品中の放射性物質のこれからを考える』」を関係省庁と連携して実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 引き続き、リスクコミュニケーション担当者会議に対応する。 ○ 引き続き、食品リスク情報関係府省担当者会議に対応する。 ○ 引き続き、SNS 等における情報提供で連携するほか、必要に応じ、意見交換会等にも参加を要請する。
<p>(6) 事務局体制の整備</p> <p>評価体制等の充実を図るため、必要な予算及び機構・定員を確保する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 農薬の再評価に係る業務量の増大に備えた体制の強化として、農薬評価室長等の必要な定員を要求した。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 引き続き、令和5年度に必要な予算及び機構・定員の確保に向けて対応を行う。
<p>第3 食品健康影響評価の実施</p> <p>1 リスク管理機関から食品健康影響評価を要請された案件の着実な実施</p> <p>(1) リスク管理機関から食品健康影響評価を要請された案件について</p> <p>評価要請の内容に鑑み、食品健康影響評価に必</p>	<p style="text-align: center;">→[再掲：資料1-2 (p2~4) 参照]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 早期に食品健康影響評価を終了できるよう、計画的な調査審議を行った。 ・これまでのリスク評価対象案件数 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 引き続き、計画的な調査審議を行う。

<p>要な追加情報を求めた場合その他特段の事由がある場合を除き、早期に食品健康影響評価が終了するよう、計画的・効率的な調査審議を行う。</p>	<p>: 3,355 件（うち今年度に評価依頼があった案件 46 件） ・ これまでに評価が終了した案件数（「自ら評価」案件を含む。） : 3,114 件（うち今年度に評価が終了した案件 52 件）</p>	
<p>(2) 企業からの申請に基づきリスク管理機関から要請を受けて行う食品健康影響評価について 「企業申請品目に係る食品健康影響評価の標準処理期間について」（平成 21 年 7 月 16 日食品安全委員会決定）に基づき、標準処理期間（追加資料の提出に要する期間を除き 1 年間）内に評価結果を通知できるよう、計画的な調査審議を行う。</p>	<p>○ 該当品目については、処理期間を管理しつつ、標準処理期間を理由なく超過することのないよう計画的な調査審議を行った。</p>	<p>○ 引き続き、標準処理期間内に評価が終了できるよう、計画的に調査審議を行う（実績について年度末の委員会において報告予定）。</p>
<p>(3) いわゆるポジティブリスト対象品目の食品健康影響評価について 「暫定基準が設定された農薬等の食品健康影響評価の実施手順」（平成 18 年 6 月 29 日食品安全委員会決定）に基づき、計画的な調査審議を行う。</p>	<p>○ いわゆるポジティブリスト対象品目について、計画的な調査審議を行った。 ・ 今年度に評価依頼があった案件数 1 件 ・ 今年度に評価が終了した案件数 12 件</p>	<p>○ 引き続き、計画的な調査審議を行う。</p>
<p>2 評価ガイドライン等の策定 食品健康影響評価の内容について、案件ごとの整合性を確保し、調査審議の透明性の確保及び円滑化に資するため、必要に応じ、評価ガイドライン（評価指針、評価の考え方等）の策定等を進める。 本年度においては、遺伝子組換え食品等について、これまでの食品健康影響評価で得られた科学的知見及び国際的な動向等を踏まえ、「遺伝子組換え</p>	<p>➡[本文中「第 1 令和 4 年度における委員会の運営の重点事項（2）①a.」(p2・3)、資料 1-2（p5～7）参照]</p>	

<p>食品（種子植物）の安全性評価基準」（平成16年1月29日 食品安全委員会決定）及び「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準」（平成16年3月25日 食品安全委員会決定）の改正を検討する。</p> <p>ベンチマークドーズ法について、ベイズ統計学に基づく手法の導入についての国際的な動向を踏まえて、「食品健康影響評価におけるベンチマークドーズ法の活用に関する指針〔動物試験で得られた用量反応データへの適用〕」（令和元年10月29日 食品安全委員会決定）の改正を検討する。また、疫学研究で得られた用量反応データにベンチマークドーズ法を適用する場合の手順や考え方の整理に向け、引き続き検討を進める。</p>		
<p>3 「自ら評価」を行う案件の推進</p> <p>(1) 「自ら評価」案件の選定</p> <p>本年度における「自ら評価」案件の選定については、「食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価に関し企画等専門調査会に提出する資料に盛り込む事項」（平成16年5月27日 食品安全委員会決定）及び「企画等専門調査会における食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価対象候補の選定の考え方」（平成16年6月17日 食品安全委員会決定）を踏まえ、別紙2に掲げるスケジュールで実施する。</p>	<p>○ 第36回企画等専門調査会において「自ら評価」案件の選定方法、スケジュール等について決定し、7月1日から1か月間公募を実施した。公募の結果、モニター、専門委員、自治体等から9件の提案があった（重複があるため、案件としては7件）。</p>	<p>○ 2月の企画等専門調査会での案件決定に向け、調査審議を進める。</p>

<p>(2) 「自ら評価」の結果の情報提供等</p> <p>「自ら評価」が終了した案件については、その評価結果に関して、意見交換会の開催やFacebookでの発信等により丁寧に情報提供を行う。その際、対象者に応じて開催方法の工夫を行う。</p> <p>「自ら評価」案件選定の過程で決定された事項（情報収集等）について、その決定に基づき、ホームページ、Facebook等で情報提供を行う。</p>	<p>○ 昨年度評価を終えた「鉛」（令和3年6月29日）については、評価書にかかるQ&Aの公表（令和3年6月29日）に加え、7月に発行した「食品安全」（第59号）にも掲載し情報提供を行った。</p> <p>○ 「アレルギーを含む食品」について、昨年度評価を終えた「卵」以外のうち乳、麦類に係るファクトシート作成のため、令和4年度調査事業を活用して「アレルギーを含む食品のファクトシートのための科学的知見の収集等に関する調査（乳、麦類）」の公募を8月に行い、現在、調査中である。</p>	<p>○ ファクトシートの更新及び新規作成作業が終了次第、ホームページ、Facebook等で情報提供を行う。</p>
<p>第4 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の監視</p> <p>1 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査</p> <p>食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況について、リスク管理機関に対し、10月を目途に調査を実施し、その結果を踏まえ、必要に応じ、勧告、意見の申出を行う。</p>	<p>○ 令和2年10月1日から令和3年9月30日までにリスク評価の結果を通知した品目について、リスク管理措置に適切に反映されているかを確認するため、リスク管理機関に対し、令和4年9月末時点における施策の実施状況調査（第27回）を開始した（10月3日）。</p>	<p>○ 調査結果をとりまとめ、年度内に委員会に報告する。</p>
<p>2 食品安全モニターからの報告</p> <p>食品安全モニターから、随時、食品健康影響評価の結果に基づき講じられる施策の実施状況等についての報告を求める。その結果については、必要であればリスク管理機関に対する勧告、意見の申出の参考とする。</p> <p>また、食品の安全に関する意識等を把握するた</p>	<p>○ 令和4年4月から令和4年9月までに食品安全モニターから28件の提案・報告を受付けた。分野別では、「微生物・ウイルス等」に該当するものが最も多かった（8件）が、「サプリメントの安全性評価、管理について」や「中小の食品工場における食品安全に関するハザードのリスク評価について」などの「その他」に分類される提案も多く（10件）寄せられた。関係省庁別では、厚生労働省に関するものが最も多く20件であった。</p>	<p>○ 令和5年2月を目途に、食品安全モニターに対し、食品への不安の程度等を調査することを目的として、食品の安全性に対する意識等についてのアンケート調査を実施する。</p>

<p>めのアンケートの調査を令和5年2月を目途に実施する。</p>	<p>⇒[資料1-2 (p19・20) 参照]</p>	
<p>第5 食品の安全性の確保に関する研究・調査事業の推進</p> <p>1 食品健康影響評価技術研究の推進</p> <p>(1) 前年度に終了した研究課題の事後評価の実施</p> <p>前年度に終了した研究課題について、別紙3に掲げるスケジュールで事後評価を実施するとともに、研究成果発表会の開催、ホームページでの研究成果報告書の公表を行う。</p>	<p>⇒[再掲：資料1-2 (p15~17) 参照]</p> <p>○ 令和3年度に終了した研究課題(10課題)について、研究・調査企画会議事後評価部会(以下、「事後評価部会」という。)において事後評価を実施し、その評価結果を第874回委員会(10月4日)において報告した。</p> <p>評価結果については各研究課題の主任研究者へ通知するとともに、成果報告書とともにホームページに公表した。</p>	<p>○ 終了課題のうち3課題について、研究成果発表会を開催予定。</p> <p>引き続き、研究・調査の成果を食品健康影響評価に活用するとともに、評価方法の企画・立案等にも迅速かつ効果的に活用する</p>
<p>(2) 本年度における研究課題の実施 本年度に実施する研究課題について、別紙3に掲げるスケジュールで中間評価を実施し、必要に応じ主任研究者へ研究計画の見直し等の指導を行う。</p>	<p>○ 令和4年度採択課題(6課題)及び前年度からの継続課題(7課題)について、各主任研究者に中間報告書の提出を求めている。</p>	<p>○ 令和5年度に継続実施予定の課題について、提出された中間報告書に基づき、事前・中間評価部会において中間評価を実施し、評価結果を取りまとめた後、令和5年3月の委員会において継続の可否を決定する予定。</p>
<p>(3) 食品健康影響評価技術研究課題の選定</p> <p>来年度における食品健康影響評価技術研究課題については、食品健康影響評価を的確に実施するため、ロードマップを踏まえた優先実施課題を策定し、別紙4に掲げるスケジュールで公募・審査を行い、食品健康影響評価等の実施のために真に必要性の高いものを選定する。公募の際には、大</p>	<p>○ 事前・中間評価部会において、令和5年度の優先実施課題(案)を取りまとめ、第871回委員会(8月30日)において決定した。</p> <p>この優先実施課題に基づき、研究課題の公募を行った(9月7日~10月12日)。</p>	<p>○ 令和5年度研究課題については、公募終了後、書類審査及びヒアリング審査を実施し、令和5年2月に開催予定の事前・中間評価部会で選定後、委員会に報告し、決定する。</p>

<p>学等の関係研究機関に所属する研究者に向けて幅広く周知するとともに、課題の選定等に関する議事の概要を公表して透明性を確保する。</p>	<p>○ 公募の際には、大学等の関係研究機関に所属する研究者から幅広く応募があるようプレスリリースを行うとともに、関係分野の研究者や関係試験研究機関に対し、公募内容を周知した（9月）。</p>	<p>○ 今後開催される課題の選定等に関する事前・中間評価部会が終了する都度、その議事概要を公表する。</p>
<p>（4）適切な経理の確保</p> <p>研究費の適正な執行を確保するため、主として新規採択課題の経理事務担当者に対し、10月頃に実地指導を行う。</p>	<p>○ 10月に各研究機関から提出される会計実績中間報告書を確認し、必要に応じて助言を行う。</p>	<p>○ 引き続き、令和4年度末の研究費の最終実績報告に向けて、受託者に対して適宜研究費の適正な執行を指導する。</p> <p>○ 自己評価チェックリストの回答を確認するとともに、必要に応じて履行状況調査を実施する。</p>
<p>（5）関係府省との連携</p> <p>競争的資金に関する関係府省連絡会担当者会議に出席し、競争的資金の取扱い等に関して意見交換を行い、必要に応じ、研究に関する規程を見直すとともに、研究を効率的に実施するため、「食品の安全性の確保に関する試験研究の推進に係る担当者会議」（食品の安全性の確保に関する試験研究の推進に係る関係府省相互の連携・政策調整の強化について（平成17年1月31日関係府省申合せ））等を開催し、関係府省との連携・政策調整を強化する。</p>	<p>○ 「食品の安全性の確保に関する試験研究の推進に係る担当者会議」の構成員である、厚生労働省、農林水産省及び消費者庁の研究・調査担当者間で情報共有を行った。</p>	<p>○ 引き続き「食品の安全性の確保に関する試験研究の推進に係る担当者会議」担当者との情報共有を行う。</p>

<p>2 食品の安全性の確保に関する調査の推進</p> <p>(1) 食品安全確保総合調査対象課題の選定</p> <p>来年度における食品安全確保総合調査対象課題については、ロードマップを踏まえ優先実施課題を策定し、別紙5に掲げるスケジュールで、食品健康影響評価等の実施のために真に必要な性の高いものを選定する。入札公告の際には、調査・研究機関に幅広く周知する。</p>	<p>○ 事前・中間評価部会において、令和5年度の優先実施課題（案）を取りまとめ、第871回委員会（8月30日）において決定した。</p>	<p>○ 令和5年2月に開催予定の事前・中間評価部会において、調査課題を選定し、同年3月の委員会に報告し、決定された後、入札公告を行う。</p>
<p>(2) 食品安全確保総合調査の実施</p> <p>選定した調査の対象課題については、実施計画をホームページ等に公開し、その内容を随時更新するとともに、調査結果については、個人情報や企業の知的財産等の情報が含まれている等公開することが適当でない判断される場合を除き、食品安全総合情報システムにより公開する。</p>	<p>○ 令和4年度の実施課題として7課題を選定。</p>	<p>○ 調査終了後、調査報告書をホームページに公開する。</p>
<p>3 研究・調査事業の「プログラム評価」に向けた追跡評価の実施</p> <p>これまでに行った研究事業及び調査事業の活用状況について確認し、その結果について追跡評価を行う。</p>	<p>○ 11月のプログラム評価部会における追跡評価のとりまとめに向け、追跡評価の対象研究課題の成果活用状況（食品健康影響評価での活用、論文発表等）を確認し、評価に向けた準備を進めた。</p>	<p>○ 11月14日に研究・調査企画会議プログラム評価部会において追跡評価を実施し、取りまとめた追跡評価結果を翌年度の事前中間評価部会、事後評価部会において報告する。</p>

<p>第6 リスクコミュニケーション・情報発信の促進</p> <p>消費者、行政、メディア、事業者、専門家等の関係者間の相互理解を深め、信頼関係を構築しつつ、食品安全に関する科学的知見に対する理解を促進するため、リスク評価機関としての食品安全委員会の認知度の向上を図りながら、様々な媒体を活用したリスクコミュニケーションを実施し、引き続き情報発信を積極的に行う。本年度の重点テーマは「農薬」とする。</p> <p>農薬について一般的に誤解が生じていることが多いこと、消費者の食品安全に関する主たる情報源がテレビ・新聞等であることなどの令和2年度に実施した食品安全委員会が行うリスクコミュニケーションに関する意識調査の報告を踏まえ、次の取組を実施する。</p> <p>a. SNSの拡散機能を活用しながら、一般消費者に親しみやすい動画の配信等を行う。</p> <p>b. 対象者に応じた媒体・機会を用いることにより効果的に行う。</p> <p>具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 妊娠期の方、乳幼児をもつ保護者の方向けの情報、小中学生向け情報等の提供 ・ 地方公共団体に対する科学的情報の適切な発信の支援 ・ 報道関係者、食品関係事業者との意見交換等を行う。 <p>意見交換会等の開催については、新型コロナウイルス</p>	<p>○ 児童及び保護者に向けて、キッズボックスで「農薬」をテーマとして、リスク評価の仕組みや、食品安全委員会の役割などを紹介した記事をシリーズ化して発信するとともに、Facebookにより周知した。(10月)。</p>	<p>○ キッズボックスにおいて、年度末にかけてあと2回(2月、3月)、「農薬」をテーマにした記事を掲載予定。</p> <p>○ 年度内に「農薬の再評価」に関する報道関係者、事業者等との意見交換会を実施予定</p>
---	--	---

<p>ス感染症拡大防止に十分留意し、オンラインシステム等のツールを活用する。</p> <p>1 様々な手段を通じた情報の発信</p> <p>食品健康影響評価や海外情報その他の食品の安全性について、最新の科学的知見を、媒体の特性を踏まえて迅速に発信する。</p> <p>(1) ホームページ</p> <p>食品健康影響評価の結果、食品の安全に関する最新の情報や委員会、専門調査会、意見交換会の開催状況等について情報提供を行う。また、より見やすくなるよう、ページ構成や記載内容を随時見直し、更新する。</p>	<p style="text-align: center;">→[再掲：資料1-2 (p8・9) 参照]</p> <p>○ ホームページで、食品健康影響評価の結果等について随時、情報を提供した。例えば、4月に行われた「令和3年度食品健康影響評価事業等功労者大臣表彰」の受賞者3名の功績や表彰式について紹介するページ(5月)や、妊婦向け情報の「お母さんになるあなたへ」を大幅に改訂した、「お母さんになるあなたと周りの人たちへ」(8月)、さらには、「農薬」をテーマにしたキッズボックスなど(10月)をそれぞれ公開した。</p> <p>○ 食品ハザード情報ハブのページをリニューアルし、水道水質基準についての情報を追加した(9月)。</p> <p>○ 新たに掲載した情報について、アクセスしやすく、また多くの閲覧に繋がるよう、その都度トピックスに掲載した。また、第2期政府共通プラットフォームに移行することを踏まえ、古い掲載情報を洗い出しの上、不要なものについて削除を行った。</p>	<p>○ 引き続き、情報提供を行うとともに、より使いやすいホームページになるよう必要な更新を行う。</p> <p>○ 様々な食品安全情報を収載かつ提供する基盤となる食品安全総合情報システムについて、食品安全に関する情報をより迅速かつ正確に提供するため、可用性・信頼性を高めるシステム更改に向けた準備を進める。</p>
<p>(2) SNS等</p> <p>食品安全委員会の情報を広く届ける観点から、</p>	<p>○ 利用者に食品安全に関する適切な情報を発信するため、SNS等による情</p>	<p>○ Twitter のフォロワーを拡大</p>

<p>SNSやメールマガジン等のコミュニケーションツールについて、ツールの利用者や特性に応じた内容での発信となるよう各ツールを使い分け、連携させつつ、幅広く積極的な情報発信を行う。</p> <p>① Facebook</p> <p>食品安全委員会をフォローし、ある程度専門的な知識をもつユーザー層に対し、機動的な対応が必要な健康被害案件や季節性を考慮した記事等利用者の二次利用を意識したテーマの記事を発信する。</p> <p>② メールマガジン</p> <p>メールマガジンに登録している関心の高い読者を対象に、委員会や専門調査会、意見交換会の開催状況等を発信するほか、特に緊急時には食品安全に関する正確な情報を発信する。</p> <p>③ ブログ</p> <p>検索エンジンやリンクからのアクセスが容易で誰からもアクセスしやすく、発信日時も含めたアーカイブ機能も持つブログの特性を活用し、Facebookで配信した内容を掲載し、食品の安全に関する情報提供の場とする。</p> <p>④ YouTube</p> <p>文字情報だけでは伝えられない情報をわかりやすく伝えられる、また、検索・おすすめ等で長くアクセスが得られる一方、詳細な情報は伝えにくい、という動画の特性を踏まえつつ、事業者、消費者等対象を意識した情報を発信する。</p> <p>⑤ Twitter</p>	<p>報発信に注力した。</p> <p>○ 科学的な根拠を伴う食中毒予防に関する注意喚起、最新の食品健康影響評価、食品安全に関する基礎知識、委員会の審議概要等を発信した（約18本/月）。</p> <p>○ メールマガジンにおいて、委員会の開催等の情報を発信した。</p> <p>○ ブログの特性を活かしつつ、最新の食品健康影響評価等を広く周知するため、Facebookで発信した情報を随時ブログに掲載した。</p> <p>○ 4月に「精講：食中毒を起こす微生物と牛肉を安全に調理するポイントを知ろう」「加熱と調理（トンカツ編、ハンバーグ編）」、5月に「2022年世界食品安全の日に向けて『より安全な食品で、より良く健康に』」、6月に「農薬の安全の確保について」、7月～9月に平成25～26年に実施したリスクアナリシス講座の講義（全9回）の動画を、それぞれ配信した。</p>	<p>しつつ、Facebookと連携した効果的な発信を行う。</p> <p>○ 引き続き、利用者ニーズに沿ったテーマを中心に情報提供を行う。</p> <p>○ 引き続き、情報発信を行う。</p> <p>○ 引き続き、情報提供を行う。</p> <p>○ 引き続き動画配信を検討する。</p>
---	--	--

<p>一般消費者が情報収集の手段として用い、拡散力の高いTwitterの特性を活かしつつ、食中毒の防止法等、一般消費者にとって身近で関心（共感）の高いものや、タイムリーなもの、緊急性の高いものを中心に情報発信する。</p>	<p>○ 梅雨時期における食中毒の注意喚起や世界食品安全の日、また、食中毒の危険が高い食べ方など報道やインターネットで取り上げられている話題等、時季や機会をとらえた食品安全に関わるテーマを中心に情報発信した。</p>	<p>○ 引き続き、情報提供を行う。</p>
<p>(3) 広報誌、パンフレット、ポスター、教材の作成 委員会運営状況報告書に基づき、委員会の1年間の取組をわかりやすく取りまとめた広報誌「食品安全」を作成し、既刊のパンフレット「食品安全委員会」や「キッズボックス総集編」とともに、意見交換会、子ども向けイベント等において配布する。</p> <p>リスクアナリシスの考え方やリスク評価の実例について解説したポスターについて、学会のブース出展の機会を捉えて掲示するなど、食品安全委員会の活動等に対する理解促進を図る。</p> <p>加えて、学校教育関係者が学校現場で活用するための教材の活用を促す。</p>	<p>○ 広報誌「食品安全」59号を7月にウェブサイトに掲載するとともに、冊子を関係機関に配布した。また、マスコミや学会等へ広く周知した。</p> <p>○ パンフレット「食品安全委員会」を、広報誌とともに配布した。また、「キッズボックス総集編」については、依頼のあった講演や訪問学習の受け入れ等において配布した。</p> <p>○ 月刊誌「栄養と料理」（女子栄養大学出版）に7月号より「食品安全委員会発 ちょっと詳しく知りたい食品安全トピックス」を掲載。</p>	<p>○ 意見交換会等でパンフレット、キッズボックス総集編等の配布、ポスターの展示を行う。広報誌とパンフレットについても、イベント等の機会を捉えて積極的に配布する。</p>
<p>(4) 食品の安全性に関する用語集 食品安全に関して、基本的な考え方を整理しつつ、各用語の内容を説明する「食品の安全性に関する用語集」について必要に応じて見直しを行い、ウェブサイトの更新を行う。</p> <p>食品健康影響評価の理解促進のため、ウェブサイト版・冊子版ともに広く周知・提供する。意見交換会では、参加者に冊子を提供し、講座の内容や食品安全に関する知識・仕組みの理解増進に役</p>	<p>○ 「毒性」「複合ばく露」について、案文の検討を行った。</p> <p>○ 食品安全モニターや学会、食品科学を学ぶ学生等に、ウェブサイト版・冊子版の用語集を周知・提供した。</p>	<p>○ 提案のあった用語について、優先順位をつけて計画的に見直しを行い、ウェブサイト版を更新する。</p> <p>○ 引き続き、用語集について、意見交換会等の場で周知・提供を行う。</p>

<p>立てる。</p>		
<p>2 「食品の安全」に関する科学的な知識の普及啓発 一般消費者の食品安全に関連する様々な意思決定が、偏った情報に左右されず、科学的根拠に基づき合理的に行われるよう支援するため、以下の取組を行う。</p> <p>(1) 評価書等の解説講座 食品関係事業者、研究者や行政担当者等の専門家を対象として、食品健康影響評価やリスクプロファイル等について理解を深めるために、リスク評価等の進捗に応じ、講座「精講：食品健康影響評価」を開催する。</p>	<p>→[再掲：資料1-2 (p10・11) 参照]</p> <p>○ 食品関係事業者を対象に、「精講：食品添加物のリスク評価をアップデート～評価指針を改定、ワイン添加物も続々評価～」を開催したほか、川西委員へのインタビュー記事を食品安全委員会ウェブサイトに掲載した(9月)。</p> <p>→[再掲：資料1-2 (p13・14) 参照]</p>	<p>○ 第2回「精講：食品健康影響評価」のテーマを決定し開催する。</p>
<p>(2) 意見交換会、講師派遣等 波及効果が期待できる層を対象として、地方公共団体と食品安全委員会の共催の意見交換会を開催し、食品安全に関する科学的情報を提供する。当該意見交換会では児童・生徒、保護者等への波及が期待される学校教育関係者及び食品を供給する立場にある食品関係事業者を対象とする。 また、広く一般消費者を対象に地方公共団体、消費者団体、関係職能団体、事業者団体等が主催する意見交換会やセミナー等については、食品安全委員会の認知度向上等の効果が一定程度得られるよう主催者と協議の上、講師を派遣する。さらに、大学等の教育機関に講師を派遣し、食品の安</p>	<p>○ 学生、食品関係事業者等に対して、意見交換会・講師派遣等を下記のとおり実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 5月 食品事業者を主な対象とした展示会のセミナーへ講師派遣 ・ 6月 長浜バイオ大学に講師を派遣、大学生向けの講義を実施 ・ 7月 品川区向けに低温調理の安全性に関する情報提供を実施(動画配信)。 ・ 7月 神奈川県消費生活センター向けにリスコミについての講義を実施(動画配信) ・ 10月 カフェインの安全性について意見交換会を実施(共催：京都府) ・ " 甲府市及びコープ北陸向けに講義を実施 	<p>○ 講師派遣(予定)</p> <p>11月 国衛研 12月 名古屋市、食品安全フォーラム 1月 群馬県 上記以外にも講師派遣等につき地方自治体等と協議中。</p>

<p>全性に関する科学的知見に対する理解促進を図る。</p> <p>これらの意見交換や講師派遣に当たっては、地域的な偏りの無いよう配慮する。</p> <p>食品安全委員会の国際的な認知度の向上と国際貢献の観点から、海外の行政関係者等を対象とした研修への講師派遣依頼についても、積極的に対応する。</p>	<p>(テーマ「正しい情報の選択と効果的な伝達方法」)</p> <ul style="list-style-type: none"> 〃 京都府の一般消費者向けに食品添加物の安全性について講義を実施 	
<p>(3) 訪問学習受入れ</p> <p>食品安全を守る仕組み等に関心のある中学生、高校生、大学生等からの訪問学習の受入れについて、積極的に対応する。</p>	<p>○ 6月に防衛医科大学学生の訪問学習の受入を行い、「食品の安全を守るしくみ-リスク評価-」の情報提供と意見交換、食品安全委員会傍聴等を行った。</p>	<p>○ 12月に慶應義塾大学及び防衛大学校(2回目)を予定。</p>
<p>(4) 食の安全ダイヤルの活用</p> <p>食の安全ダイヤルを通じて消費者等から寄せられた情報及び食品安全モニターから寄せられた危害情報については、リスクの初期情報としてリスク管理機関と共有し、食品の安全性の確保に向けて有効活用を図る。また、食の安全ダイヤル等を通じて消費者からよく聞かれる質問等については、ホームページやFacebook等を通じて情報提供する。</p>	<p>○ 必要に応じ、隔週で開催されるリスクコミ担当者会議で関係省庁(消費省、厚生労働省及び農林水産省)へ情報を提供した。</p>	<p>○ 引き続き、消費者等からの相談や問合せに適切に対応する。</p>
<p>3 関係機関・団体との連携体制の構築</p> <p>(1) リスク管理機関との連携</p> <p>関係省庁が、食品の安全について科学的根拠に基づく共通認識を持ち、一貫性をもった情報発信</p>	<p>⇒[再掲：資料1-2 (p12) 参照]</p> <p>○ リスクコミュニケーション担当者連絡会議において、関係府省庁連携リスクコミュニケーションに関する協議や打合せ、各府省庁が開催しているリスクコミュニケーションに関する情報交換等を行った(12回)。</p>	<p>○ 引き続き、隔週でのリスクコミュニケーション担当者連絡会議に対応する。</p>

<p>をするため、原則、隔週での関係府省の担当者によるリスクコミュニケーション担当者会議を行うほか、緊密に情報交換・調整を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 食品中の放射性物質について理解を深めるため、消費者庁等の関係省庁と連携し、親子参加型イベント及び意見交換会の開催準備を進めた。 ○ 関係省庁と連携し、SNS (Facebook、Twitter)、メルマガ等で相互の情報を広めた。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 11月に親子向けイベントに共同出展する。「食品に関するリスクコミュニケーション」については、引き続き、関係省庁と連携して、11月～3月の間に動画配信やオンライン開催を計画。 ○ 引き続き、消費者庁の総合調整の下、関係省庁と連携して、意見交換会等の取組に積極的に参加する。 ○ 引き続き、SNS等において相互の情報周知で連携するほか、必要に応じ、意見交換会等にも参加の協力を得る。
<p>(2) 地方公共団体との連携</p> <p>地方公共団体の食品安全担当者との間の情報連絡網を最大限活用して、学校教育関係者及び食品関係事業者に対して効果的に科学的な知識の普及啓発ができるよう、地方公共団体との連携強化を進める。(2(2)参照)</p> <p>さらに、リスクコミュニケーションの取組事例の情報共有等により、リスクコミュニケーションを効果的に実施できるよう、地方公共団体との連</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地方の関係行政機関との相互の連携を強化し、適切にリスク管理措置が講じられるよう、今年度の地方公共団体の食品安全部局を対象とした全国食品安全連絡会議のテーマを、「地方公共団体自らが行うリスクコミュニケーションの意義と効果」として、11～12月に開催できるよう、事前アンケートを実施した。 ○ 食品安全モニター向けのオンライン研修(6月～8月)を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 引き続き、地方公共団体との連携を強化するためリスクコミュニケーションに関する正しい情報や取組事例等の共有に努める。

<p>絡会議を開催する。</p>		
<p>(3) 消費者団体、事業者団体、関係職能団体等との連携（円滑に情報交換できる体制の構築）</p> <p>消費者団体、事業者団体、関係職能団体等との間で、円滑に情報交換できる体制を構築するため、意見交換や情報提供を実施し、関係強化を図る。</p> <p>特に講師派遣は、相手方の要望を踏まえ、より多くの関係者と食品安全に関する情報を交換できるように実施する。</p>	<p>⇒[本文中「第6 リスクコミュニケーション・情報発信の促進」2 (2) (p19・20) 参照]</p>	
<p>(4) 報道関係者との意見交換</p> <p>食品安全委員会の知名度の向上、国民への科学的知見の普及の観点から、報道関係者に対して戦略的に科学的知見を提供する体制を構築していく。本年度は、特に農薬について意見交換会を実施するほか、意見交換会後も、参加した報道関係者との意見交換を密に行う。</p>	<p>○ 7月に、報道関係者を対象とした、食品添加物に関する安全性と新評価指針のポイントに関する意見交換会「テーマ：食品添加物のリスク評価をアップデート-評価指針を改定、ワイン添加物も続々評価-」を開催した。</p> <p>⇒[再掲：資料1-2 (p13・14) 参照]</p>	<p>○ 報道関係者向けに農薬の再評価に関する意見交換会を実施予定。</p> <p>引き続き、報道関係者、消費者団体及び事業者団体との関係強化を図る。</p>
<p>(5) 学術団体との連携</p> <p>食品の安全性に関する科学的な知識を普及させるためには学術団体との連携が効果的であることから、更なる連携強化を図る。具体的には、重点化する学術分野を明確にした上で、学会において講演とブース出展等を行う。</p>	<p>○ 下記のとおり、様々な学会に対してそれぞれの専門分野の委員を派遣し、講義を実施。なお、食品微生物学会では食品安全委員会のブースを出展。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 5月 東京農業大学 食品安全研究センター開設記念イベント (山本委員長) ・ 6月 日本食品衛生学会 公開セミナー (浅野委員) ・ 9月 レギュラトリーサイエンス学会 (川西委員) 	<p>○ 講師派遣 (予定)</p> <p>11月 日本獣医公衆衛生学会、日本糖尿病学会中部地方会</p> <p>12月 日本肥満学会、日本食品衛生学会</p> <p>上記以外にも講師派遣等につ</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・ // 日本薬学会関東支部大会（浅野委員） ・ // 日本食品微生物学会（山本委員長） ・ 10月 日本糖尿病学会九州地方（脇委員） 	<p>き各学会と協議中。</p> <p>○ 引き続き、開催情報を注視し、食品安全委員会を紹介できる学会に委員を派遣し、ブース出展を行う。また、要旨集への広告掲載等より、学会との連携を進める。</p>
<p>第7 緊急の事態への対処</p> <p>1 緊急事態への対処</p> <p>緊急事態が発生した場合には、「食品安全委員会緊急時対応指針」（平成17年4月21日食品安全委員会決定。以下「指針」という。）等を踏まえ、関係行政機関等との密接な連携の上、危害物質の毒性等の科学的知見について、関係省庁及び国民に対して迅速かつ的確に情報提供を行う等、適切に対応する。</p>	<p>○ 令和4年4月以降、食品の安全性に関係する大規模な緊急事態は発生しなかった。</p>	<p>○ 引き続き、緊急事態が発生した場合には、指針に従って、迅速かつ的確に情報提供等を行う。</p>
<p>2 緊急事態への対処体制の整備 指針等を踏まえ、平時から、緊急時に備えた情報連絡体制の整備や、科学的知見の収集・整理、緊急時対応訓練等を実施することにより、緊急事態への対処体制の強化に努めるとともに、企画等専門調査会において、実際の緊急時対応の結果及び緊急時対応訓練の結果の検証を行い、緊急時対応の問題点や改善点等について検討し、必要に応じ、指針等の見直しを行う。</p>	<p>○ 緊急時の情報連絡体制を強化するため、緊急電話連絡網や携帯用の電話連絡カード等について、職員の異動等に合わせて随時更新を行った。</p> <p>○ 昨年度の緊急時対応訓練を踏まえた訓練参加者の意見等を踏まえ、食品安全委員会内の緊急時対応手順書（平成25年3月委員会決定）について、見直し・改定に向けて骨子の作成を行い、研修において実施したディスカッションやアンケートを基に、具体的な内容について検討を開始した。</p> <p>○ 第36回企画等専門調査会における専門委員の意見について関係省庁と</p>	<p>○ 第38回企画等専門調査会において、緊急時対応訓練の結果等について検証し、緊急時対応の改善点の検討を行う。緊急時対応訓練、第38回企画等専門調査会における議論等を踏まえて、手順書を修正し、策定する。</p>

	<p>共有し、自治体の訓練について、厚生労働省において連携し定期的に実施していることを確認するなど、関係省だけでなく自治体も含めた緊急時の対応について確認を行った。</p>	
<p>3 緊急時対応訓練の実施</p> <p>4月～11月に、緊急時に必要となる基本的な対応手順の理解・習得を目的とした新任者研修及び情報提供の知識・技能を養うことを目的とした実務研修を行う。さらに、緊急時対応の取りまとめを担う消費者庁と連携し、実際の緊急時を想定した実践的な訓練（確認訓練）を12月を目処に行い、緊急時対応体制の実効性を確認するとともに、担当者の実践的対応能力の向上等を図る。</p>	<p>○ 担当者の実践的対応能力の向上等をはかるため、実務研修を以下のとおり実施予定（一部実施済み）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新任者研修研修（5月） ・ 情報収集・発信研修（9月） ・ 緊急時対応確認訓練（11月（予定）） <p>○ 情報収集・発信研修においては、食品安全委員会としての情報発信の在り方や緊急時における情報発信などについて、講義後、具体的な議論やアンケートの回収を行った。</p>	<p>○ 緊急時対応体制の実効性等を確認するため、消費者庁、厚生労働省及び農林水産省とともに確認訓練を実施する。委員会内の対応手順の確認、実際に対応した際の課題等をフィードバックし、適宜手順書に反映する。また、関係省庁との連携・役割分担についても確認する。</p>
<p>第8 食品の安全性の確保に関する情報の収集、整理及び活用</p> <p>国内外の食品の安全性の確保に関する科学的情報について、国際機関、海外の政府関係機関や学術誌に掲載された論文等を、毎日収集する。</p> <p>収集した情報については、国民やリスク管理機関などのニーズに対応できるような確かな整理及び分析を行い、「食品安全総合情報システム」（委員会のホームページ上の情報検索用データベースシステム）へ登録し、国民に対する情報提供、リスク管理機関等との情報共有を行う。</p>	<p>○ 食品の安全性の確保に関する最新情報を整理した上で、リスク管理機関等の関係者に毎日配付した。</p> <p>○ 収集した情報を隔週で食品安全総合情報システムに登録し、リスク管理機関等の関係者及びホームページを通じて国民に対して情報提供を行った。</p> <p>○ 食品の安全性の確保に関する情報の収集・分析・活用及び緊急時におけるリスク管理機関との連携を図るため、食品リスク情報関係府省担当者会議等を通じて食品安全に関連する関係府省庁の取組状況や食中毒等の発</p>	<p>○ 引き続き、情報の収集、日報の取りまとめ、リスク管理機関等関係者への配布を行う。</p> <p>○ 引き続き、隔週報の作成、食品安全総合情報システムへの登録による情報提供を行う。</p> <p>○ 引き続き、リスク管理機関等と連携し、国内外の食品の安全性の確保に関する情報の有効か</p>

<p>加えて、食品健康影響評価や緊急時の対応等において、専門家等の専門知識の活用を図る観点から、専門情報の提供に協力いただける専門家や関係職能団体等との連絡体制を確保し、情報交換等を行う。</p>	<p>生状況等について情報交換を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 緊急事態に備え、年度初めの4月に、専門委員の連絡先の確認を行った。 ○ 国立医薬品食品衛生研究所と連携し、それぞれが収集した食品安全に関する情報を共有した。 	<p>つ適切な活用を図る。</p>
<p>第9 国際協調の推進</p> <p>1 国際会議等への委員及び事務局職員の派遣</p> <p>以下のスケジュールで開催される国際会議等（ウェブ会議システム等を利用した会議を含む。）に委員、専門委員及び事務局職員を派遣する。</p> <p>2022年6月 第37回OECD農薬作業部会 7月 国際食品保全学会年次学会（IAFP）2022 8月 ドイツ連邦リスク評価機関（BfR）サマールアカデミー 9月 レギュラトリーサイエンスに関する国際会議（GSRS） 2023年3月 米国毒性学会（SOT）</p> <p>また、必要に応じ、このスケジュールのほかに開催されることとなったコーデックス委員会各学会、国際会合等に委員等を派遣する。</p>	<p style="text-align: center;">⇒[再掲：資料1-2（p18）参照]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 予定していた国際会議等については、委員、専門委員又は事務局職員が参加し、各国の専門家との情報・意見交換等を行った（9月以降、海外出張による対応が再開）。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 5月 FAO/WHO食品添加物専門家会議（JECFA）（テーマ：動物用医薬品） ：WHOエキスパートとして専門委員1名が参加 ・ 6月 第37回経済開発協力機構（OECD）農薬作業部会 ：意見交換及び情報収集のため事務局職員2名が参加 ・ 7月 第53回コーデックス残留農薬部会 ：政府代表団として事務局職員1名が参加 ・ 7月 2022食品安全に関する国際食品保全学会 ：情報収集のため委員1名が参加 ・ 9月 ISNYCO 2022 & ICM 2022（かび毒に関する国際会議） ：意見交換及び情報収集のため事務局職員3名が参加 ・ " Prion2022（ドイツ） ：意見交換及び情報収集のため委員1名、事務局職員1名が参加 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 引き続き、開催されることとなった国際会合等に委員等を派遣する。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ // Eurotox（オランダ） : 意見交換及び情報収集のため事務局職員 3 名が参加 ・ // 内分泌かく乱物質に関する第 4 回年次フォーラム : 情報収集のため事務局職員 1 名が参加 	
<p>2 海外の研究者等の招へい</p> <p>新型コロナウイルス感染症の状況を注視し、これに伴う海外からの入国制限が十分緩和されたと判断できる場合、海外の食品安全に係る研究者及び専門家を招へいし、食品の安全性の確保に関する施策の策定に必要な科学的知見の充実を図る。なお、海外から専門家を招へいできない状況が続く場合は、ウェブ会議システム等を利用して情報交換等を実施する。</p>	<p>○ 海外からの入国制限が緩和されてきていることから、海外の研究者等の招へいイベント開催について検討した。</p>	<p>○ 引き続き、イベント開催の検討を行う。</p>
<p>3 海外の食品安全機関等との連携強化</p> <p>海外の食品安全機関等との連携強化を図るため、ウェブ会議システムやメール等を利用し、食品健康影響評価に関する情報交換等を実施する。また、必要に応じ、委員会と既に協力文書を締結している欧州食品安全機関（EFSA）、豪州・ニュージーランド食品基準機関（FSANZ）、ポルトガル経済食品安全庁（ASAE）、フランス食品環境労働衛生安全庁（ANSES）、ドイツ連邦リスク評価研究所（BfR）及びデンマーク工科大学（DTU）と連携強化のための会合（ウェブ会議システム等を利用した会議を含</p>	<p>○ 外国政府機関との情報交換のために、食品中の微生物のリスク評価に関するリエゾングループ（ILMERAC）、リスクコミュニケーションに関するリエゾングループ（IRCLG）及び食品中の化学物質の安全性に関するリエゾングループ（IMFSLG）に参加し、適宜情報交換を行った。</p>	<p>○ 引き続き、左記リエゾングループを通じ情報交換を行う。</p> <p>○ 引き続き、メール等で適宜連絡を取りながら、情報収集及び関係各国との調整等を行う。</p>

<p>む。)を開催するするとともに、米国食品医薬品庁(FDA)、アジア諸国の食品安全機関等の他の外国政府機関との情報交換、連携の構築を行う。</p>		
<p>4 海外への情報発信</p> <p>食品健康影響評価の概要、食品安全確保総合調査及び食品健康影響評価技術研究の成果等の英訳を行い、順次英語版ホームページに掲載する。</p> <p>食品安全に関する論文及び食品健康影響評価書の概要等の英訳を掲載する英文ジャーナル「Food Safety-The Official Journal of Food Safety Commission of Japan」を年4回発行するとともに、バックナンバーも含めた本ジャーナルのPubMed Central(PMC)への掲載を通じて、国内外に広く情報発信していく。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 評価が終了した遺伝子組換え食品等の食品健康影響評価の概要の英訳を行い、ホームページに掲載した。 ○ 英文ジャーナルについて、6月にvol. 9 No. 2、9月にvol. 9 No. 3を科学技術情報発信・流通総合システム J-STAGE に掲載し、食品のリスク評価に携わる専門家による論文、委員会による評価書の内容等の海外への情報発信を行った。また、これらはNational Center for Biotechnology Information, U.S. 内のNational Library of Medicine が運営する生物学・生命科学に関連するオンライン論文アーカイブ(PubMed Central : PMC)に掲載された。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 引き続き、食品健康影響評価の概要や評価指針、食品健康影響評価技術研究の成果等について、順次英語版ホームページに掲載する。 ○ 12月下旬に「Food Safety vol. 9 No. 4」を科学技術情報発信・流通総合システム J-STAGE 上に掲載し、PubMed への掲載を進める。 ○ 引き続き、PubMed へのバックナンバーも含めた掲載を進める。

注：月、月日の表記において年を付していない場合は、令和4年の月、日。